

第 5410 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 2月18日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

## ↳ 直系尊属からの贈与とそれ以外の贈与

**Q**: 私は昨年、30歳のお祝いということで、父と叔父から贈与を受けました。昨年からの贈与の取り扱いが変わったようですが、贈与税の計算方法はどのようになるのですか？

**A**: 直系尊属からの贈与とそれ以外の贈与とは、一定の計算をすることになります。

### 【解説】

平成27年1月から、贈与税は、一般の贈与と直系尊属から20歳以上の者への贈与(特例贈与)の2つの制度となりました。

特例贈与は、高齢者が保有する資産を現役世代に早期に移転させて経済を活性化させるという観点から創設された制度ですから、税率が一般贈与に比べて低くなっています。

そのようなことから、一般の贈与と特例贈与とが同じ年にあった場合は、贈与税の計算を次のようにしなければならぬこととなっていますので、注意が必要です。

- ① 一般贈与について贈与税額を計算する(A)
  - ② 特例贈与について贈与税額を計算する(B)
  - ③ 一般贈与の贈与税額を次の算式に基づいて按分する  

$$(A) \times \text{一般贈与財産の価額} \div \text{その年中に贈与により取得した財産の価額の合計額} = (C)$$
  - ④ 特例贈与の贈与税額を次の算式に基づいて按分する  

$$(B) \times \text{特例贈与財産の価額} \div (a) = (D)$$
- ③で求めた金額と④で求めた金額の合計額が納めるべき贈与税額になります。  
 納めるべき贈与税額 = (C) + (D)

